

取引先との飲食代は、交際費か会議費か？

会社を経営していますが、取引先との打合せなどで飲食代をかなり使います。飲食代の税務上の注意点、さらに今後の改正点などをお教えてください。

会社が支払う飲食代には、交際費に該当するものと、会議費となるものがあります。交際費に該当すると、支払った金額の一部が経費とならずに税金の対象となりますが、会議費ならその全額が経費となります。その違いを理解したうえで経理処理することで、節税を図ることができます。

1 交際費の税務上の取扱い

会社が支払った交際費の税務上の取扱いは、資本金1億円以下の会社は、1期で600万円までの交際費については、10%が損金(=経費)になりません。また、600万円を超える部分は全額が損金になりません。

会社の実質的な税負担の割合を「実効税率」と言いますが、復興特別法人税(平成24年4月から開始の期より3年間適用)も含めると38.01%となります。交際費が600万円以下の場合、経費にならない10%に税率38.01%を掛けると、3.8%が税金となります。交際費100万円につき、税金を余計に3万8,000円支払うこととなります(図表)。

2 飲食代についての「5,000円基準」

会議費となるかどうかには、「5,000円基準」があります。1人でも社外の仕事関係の人がいれば、1人あたり5,000円以下の飲食代は交際費から除かれる(=会議費となる)というものです。たとえば、社内6名、社外2名の計8名で飲食をしたとします。となると、5,000円×8名=4万円までなら会議費になるということです。会社の経費方法が「税抜経理」であれば、消費税抜きの金額で判定します。

3 1人あたり5,000円を超えた場合の取扱い(実質判定)

1人あたり5,000円を超えた場合はどうなるかという、懇親が目的であれば、その全額が交際費の対象となります。ただし、「通常の会議を行う場所で、通常の昼食程度」であれば、1人あたり5,000円を超えていても会議費でよい、となっています。あくまでも実質で判定します。

会議費になる飲食代をまとめると、次のようになります。

①社外の人との通常の飲食代

→1人あたり5,000円以下なら会議費

②会議を行っている場合の飲食代

→1人あたり5,000円を超えても会議費

②を交際費と勘違いしているケースは、よく見かけます。金額ではなく、会議をしているかどうかの実質で判断すべきとなります。簡単なものでよいので、「議事録」など会議の内容がわかる書類を保管しておくのがよいでしょう。

4 会議で出される酒の取扱い

さらに、会議で出されるお酒についてはどうでしょうか？ 国税の人が書いた解説書には、次のような説明があります。

「……会議終了後、お茶代わりにビール1~2杯程度を提供しても会議費から外れるかどうかという疑問が生じる。しかしながら、そのようなシビアな解釈をするのは不合理であり、『通常供与される昼食の程度を超えない飲食物等の接待』に要する費用については会議費として取り扱うこととされている……」(法人税関係措置法通達逐条解説、財経詳報社、傍点は著者加筆)。

至ってまじめな解説書なのですが、「ビール1~2杯程度がなぜお茶代わりなのか?」「ビール1~2杯を飲んで会議費から外れる(=交際費となる)のが、なぜシビアな解釈なのか?」、やけにゆるい説明となっています。私の推論ですが、税務署や国税局内で打合せが終わったら、たまにビールを1~2杯飲んでいる、それを正当化するためにこんなことを書いている、という気がしてなりません(笑)。

会議の場所については、食堂やレストランはOK、料理店はダメとなっています。実務的には、ファミレスなら「会議費」、すし屋や小料理屋なら「交際費」となるでしょう。

5 平成25年度税制改正

平成25年度税制改正で、平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する期については、1期800万円までの交際費については、全額損金(経費)でOKと緩和されることになりました(資本金1億円以下の会社の場合)。800万円の交際費を使う会社の場合、図表のとおり、約100万円も支払う税金が少なくなります。ただし、これはあくまでも1年限りの取扱いですので、あまり無駄遣いに走らないほうが無難です。「5,000円基準」や「実質判定」をうまく活用して、節税を図りましょう。

●交際費の税負担率

交際費の額	損金(=経費)とならない額			法人税等(38.01%)	税負担率
	600万円以下(×10%)	600万円超(×100%)	計		
100万円	10万円	0万円	10万円	3万8,000円	3.8%
300万円	30万円	0万円	30万円	11万4,000円	3.8%
500万円	50万円	0万円	50万円	19万円	3.8%
800万円	60万円	200万円	260万円	98万8,000円	12.4%
1,000万円	60万円	400万円	460万円	174万8,000円	17.5%

※平成25年4月1日から平成26年3月31日の間に開始する期については、1期800万円までの交際費については全額損金となるので、上の表は適用されない。